

[REDACTED]

法務省民商第137号

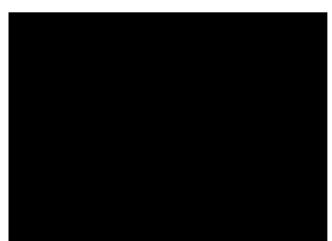
平成24年1月19日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(除く福島)

法務省民事局商事課長

民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としなくなった土地家屋調査士法人における特定社員である旨の登記の取扱いについて(通知)

標記の件について、別紙1のとおり福島地方法務局長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



[REDACTED] 法登第42号

平成24年1月11日

法務省民事局商事課長 殿
(仙台法務局経由)

福島地方法務局



民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としなくなった土地家屋調査士法人における特定社員である旨の登記の取扱いについて（照会）

民間紛争解決手続代理関係業務（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する民間紛争解決手続代理関係業務をいう。）を行うことを目的とする土地家屋調査士法人が、当該目的を当該土地家屋調査士法人の目的としない旨の定款の変更をし、目的の変更を証する書面として当該定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面（法第34条第1項に規定する別段の定めがあるときは、定款及び当該定めにより決定したことを証する書面）を添付して、目的の変更及び社員が法第35条第2項に規定する特定社員である旨を登記しないこととする社員の変更の登記の申請があったときは、当該申請を受理して差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜りたく、照会します。

法務省民商第136号
平成24年1月19日

福島地方法務局長 殿
(仙台法務局経由)

法務省民事局商事課長

民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としなくなった土地家屋調査士法人における特定社員である旨の登記の取扱いについて（回答）

本月1月11日付け法登第42号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この場合における社員の変更の登記の記録例は、別紙のとおりになりますので、その旨を申し添えます。

別紙

- 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としなくなった土地家屋調査士法人における特定社員である旨の登記を抹消する役員の変更の登記の記録例

役員に関する事項	<u>東京都大田区東蒲田二丁目5番1号</u> <u>社員 甲野 太郎</u> <u>(特定社員)</u>	平成〇〇年〇〇月〇〇日民間 紛争解決手続代理関係業務を 行うこと目的としなくなっ たため変更
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野 太郎	----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

※ ①設立後に社員が新たに特定社員になっていた場合、②民間紛争解決手続代理関係業務以外の業務又は民間紛争解決手続代理関係業務について代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合又は③民間紛争解決手続代理関係業務以外の業務及び民間紛争解決手続代理関係業務の両方について代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合のいずれにおいても、登記原因は同様に記録する。